



どの会場でも活発な意見が交わされました

市税等の滞納はどれくらいあるのか。また、その対応策は。

平成19年度決算で3億6275万円の滞納額があります。対応策としては、次のことを行っています。

1. 納期限後20日以内に督促状を発送
2. 未納の場合は文書や電話による催告、徴収に訪問。また納税相談を随時実施
3. それでも未納の場合は、預金、生命保険、給与等の財産調査や訪問による実地調査等を

行う

4. 財産があれば差し押さえの執行（平成19年度・41件）。無財産なら執行停止を行い、生活状況の改善の様子を見る
5. 滞納額が高額な場合等は、岡山県市町村税整理組合へ委託（平成19年度・件数39件）

農作業の受委託を行う営農組織を立ち上げるということだが、どういったものになるのか。また、成羽町振興公社はどうなるのか。

現在、JAびほくと農作業受委託について協議しています。早期に合意した上で、具体的なシステムの確立を行っていきたいと考えています。

このシステムができれば、JAびほくを仲介して、地域の受託組織に農作業を委託します。

このため、中山間地域等直接支払制度加入集落に対しても、農作業の受託について検討されるよう呼びかけています。こうした集落、団体に対しては取り組みを積極的に支援してい



生活福祉バス

市の生活交通体系は、地域によって異なるが、今後どうなっていくのか。

くことにしています。

なお、成羽町振興公社については、公社で今後のあり方について検討されることとなっています。

市西部地域（成羽・川上・備中地域）では、民間路線バスが廃止となった地域が多く、その代替や医療対策等として、合併前には町営バスによる運行で対応しており、合併後も継承し

ていました。これを利用料金や乗車対象などの条件を統一し、昨年10月から「生活福祉バス」として運行しています。

一方、市東部地域（高梁・有漢地域）は、主要幹線をはじめある程度各地域へ路線バスが走っており、地域的にタクシール業や鉄道もあることから、路線バス等の維持を図りつつ、路線バスが廃止となった一部地域では、デマンド型乗り合いタクシールの運行を行い対応してきました。また、東部地域では、高齢者のバス・タクシー利用にかかる費用負担軽減のための事業（いきいき高齢者外出支援事業）を実施しています。

今後の交通体系については、利用者や道路状況等、地域の実情に即した効率的な交通手段を地域とともに検討しながら、住民代表、交通事業者等で組織する「地域公共交通会議」で生活交通体系の総合的かつ効果的な施策を研究していきたいと考えています。

また、公共交通を維持していくためには、利用者の増加が何より重要であり、地域において



改築予定の成羽病院

も利用促進に努めていただきたいと思います。

成羽病院の改築について、今後、どのような方向で進むのか。

成羽病院の改築事業については、昭和44年に改築して以来30数年が経過し、施設設備等が狭く老朽化しており、建物の耐震性など早急に改善する必要があります。

少子高齢化が進んでいる状況の中、市民の皆さんに信頼さ

れる病院として、現在、改革プラン策定に向けて、医療福祉関係に精通した委員による検討委員会を設置し、病床区分などの項目について再度協議検討を進めています。

ケーブルテレビについて、平成23年7月にはアナログ放送が廃止され、デジタル放送に変わりますが、ケーブルテレビが未整備である川上・備中地域に対してどのように対応するのか。また、説明会はいくぶん行っているのか。

川上・備中地域に対するケーブルテレビ整備の位置付けは、地上デジタル放送の難視聴対策、だけは考えていません。整備に当たっては①ケーブルテレビによる行政情報番組等、市からお知らせする情報および情報発信施設を一元化する②ケーブルテレビ伝送路を利用した高速インターネット通信サービスを提供する③市が発信する防災情報の一元化となる防災情報告知システムの設

置環境を整える、など情報通信基盤の根幹として行うものです。

また、ケーブルテレビ網を情報通信基盤として選択した理由には、既存の施設を有効に利用することができ、最小の経費で最大の効果が得られる整備方法であることが挙げられます。

このことを踏まえて川上・備中地域にケーブルテレビ網の伝送路を整備し、既存のケーブルテレビ伝送路と接続する計画ですが、サービス内容の一つである地上デジタル放送に対応するためには、平成23年のアナログ放送停止時に整備が完了し、運用を開始しておく必要があります。そのため、整備期間を平成21年度と平成22年度の2年間としています。

この計画から今年度は、施設一元化後のケーブルテレビ運営事業者の選定、施設整備事業実施設計を行う必要があるため、順次準備を進めているところです。

また、説明会については、ケーブルテレビによりサービ

スが可能となる行政情報の提供等、具体的なサービス内容、利用料金を踏まえて行う予定です。現段階では運営事業者の選定も含めサービス内容の決定途上にあるため、説明可能な部分から段階的に進めていきたいと考えています。

小・中学校の通学区について、合併後どういう考えになっているのか。

小・中学校の通学区域はこれまでと、ほとんど変わっていません。合併時にはそれぞれの学校の学区は変えないということですが、今年3月に一つの市になって不合理な学区がないかについて見直しを行いました。結論としては、基本的には従来の学区のままという方針ですが、通学区域内に他の学区を通過するような地区については、どちらの学校を選んでも構わないこととしました。この問題は距離的なことだけでは解決できないため、個々の判断、要望に任せることとしています。